

令和 7年12月24日

## 定期予防接種における間違い接種の発生について

本市が予防接種業務を委託している市内医療機関において、使用期限切れのワクチンを誤って接種する事案が2件発生しました。

### 記

	① 医療機関A	② 医療機関B
発生日	令和7年12月20日（土）	令和7年12月22日（月）
被接種者	77歳 男性	4歳 女子
間違い接種の内容	インフルエンザワクチンは1バイアルで接種2回分であり、1回分の使用後24時間以内に残った1回分を使用しなくてはならないところ、2日後(48時間経過後)に接種した。	有効期限を69日超過したヒブワクチンを接種した。
発生状況	1人目に接種後、残りのワクチンを冷蔵庫に保管した。 その後、翌々日まで接種希望者がなかつたため、最初の使用から規定の24時間を超えて48時間経過しているワクチンを誤って接種した。	ワクチン入荷の際に有効期限を確認していたのにも関わらず、期限が半年先だったため期間的に余裕があると考え、本事案が発生するまで在庫の有効期限の確認をせず、期限が超過したワクチンを誤って接種した。
被接種者への対応	・医療機関から被接種者や保護者へ経過を説明の上、謝罪した。 ・医療機関において、被接種者の健康状態に異常が無いことを確認。引き続き、医療機関にて経過を観察していく。	
再発防止策	・市から医療機関へ詳細の聴き取りを行い、予防接種マニュアルを見直すなど体制を整備するとともに、医療機関から再発防止策を市へ報告させ、それを徹底するよう指導。 ・予防接種を委託している全医療機関へ当該事案を共有し、再発防止を呼びかける。	

担当:感染症・疾病対策課 予防接種係  
課長 渡辺、係長 山岸  
電話 024-597-6203(直通)

業務時間外は 電話 024-535-1111  
架電後に、「感染症・疾病対策課へ転送」とお伝えください。